企業グループ算定特例

(1) 企業グループ算定特例について

平成21年4月から、一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、特例子会社がない場合であっても、企業グループ全体で実雇用率を通算できるようになります。

(2) 企業グループ算定特例の認定要件

企業グループ算定特例の認定を受けるためには、下記の要件を満た す必要があります。

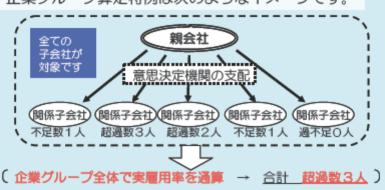
- 親会社が障害者雇用推進者を選任していること。
- ② 企業グループ全体で障害者雇用の促進及び安定を確実に達成することができると認められること。
- ③ 各子会社の規模に応じて、それぞれ常用労働者数に1.2%を乗じた数(小数点以下は切捨て)以上の障害者を雇用していること。ただし、中小企業については、次に掲げる数以上の障害者を雇用していること。
 - ア 常用労働者数が167人未満

要件なし

- イ 常用労働者数が167人以上250人未満 障害者1人
- ウ 常用労働者数が250人以上300人以下 障害者2人
- ④ 各子会社が、その雇用する障害者に対して適切な雇用管理を行うことができると認められること又は他の子会社が雇用する障害者の行う業務に関し、子会社の事業の人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること。

Point)

☆ 企業グループ算定特例は次のようなイメージです。



☆ 子会社に企業グループ算定特例の認定を受けたものがある事業 主は、企業グループ算定特例の認定を受けることはできません。

(1) 事業協同組合等算定特例について

平成21年4月から、中小企業が事業協同組合等を活用して協同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについて、事業協同組合等(特定組合等)とその組合員である中小企業(特定事業主)で実雇用率を通算できるようになります。

(2) 事業協同組合等算定特例の認定要件

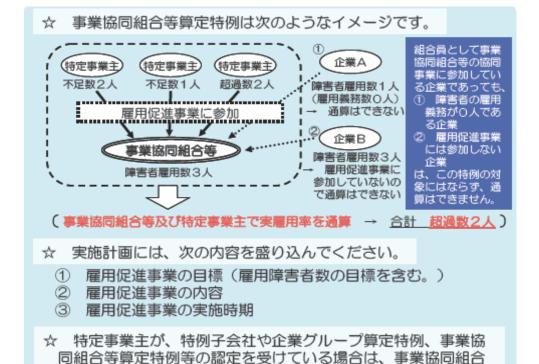
事業協同組合等算定特例の認定を受けるためには、下記の要件を満たす必要があります。

- ① 事業協同組合等の行う事業と特定事業主の行う事業との人的関係又は営業 上の関係が緊密であること。
- ② 事業協同組合等の規約等に、その事業協同組合等が障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主における障害者の雇用状況に応じて、障害者雇用納付金の経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあること。
- ③ 事業協同組合等が、その事業協同組合及び特定事業主における障害者の雇用の促進及び安定に関する事業(雇用促進事業)を適切に実施するための計画(実施計画)を作成し、この実施計画に従って、障害者の雇用の促進及び安定を確実に達成することができると認められること。
- ④ 事業協同組合等が、1人以上の障害者を雇用し、また、雇用する常用雇用 労働者に対する雇用障害者の割合が、20%を超えていること。
- ⑤ 事業協同組合等が、その雇用する障害者に対して適切な雇用管理を行うことができると認められること。
- ⑥ 特定事業主が、その規模に応じて、それぞれ次に掲げる数以上の障害者を 雇用していること。
 - ア 常用労働者が167人未満 要件なし
 - イ 常用労働者が167人以上250人未満 障害者1人
 - ウ 常用労働者が250人以上300人以下 障害者2人

事業協同組合等算定特例の認定要件を満たさなくなった場合には、この認定を取り消すこととしています。

Point

- ☆ 事業協同組合等とは、次に掲げる組合を指します。
 - 〇 事業協同組合
- 〇 水産加工業協同組合
- 〇 商工組合
- 商店街振興組合



資料出所:厚生労働省リーフレット「障害者雇用促進法が改正されました」
(http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyo_poster.pdf)

☆ 雇用促進事業を支援する助成金がありますので、お近くの公 共職業安定所(ハローワーク)に、お気軽にご相談ください。

等算定特例の認定を受けることはできません。